

神戸市営地下鉄 西神中央駅改札内コンコースの
空間活用に関するサウンディング型市場調査
実施要領

令和6年12月2日

神戸市交通局

1. 背景・目的

地下鉄西神山手線の終着駅である西神中央駅は、竣工からおよそ 40 年を迎えることから、この度、より明るく快適な駅に生まれ変わることを目指して、リニューアル工事を実施します。コンコースの床や壁は、黒やグレーの落ち着いた色調でまとめたうえで、天井は木材のルーバーを施工することで、上質かつ明るく解放感のある空間とする予定です。

リニューアル工事は 2025 年秋の完成を予定していますが、このリニューアル工事にあわせて、改札内の空間について、店舗や催事スペース若しくはこれ以外の活用をすることで、駅を利用されるお客さまの利便性・快適性の向上と交通局の収益力の強化に繋げることができないか検討しています。

つきましては、改札内コンコースの空間活用のアイデアを収集するとともに、活用による駅の利便性及び交通局の収益性を見極めるため、サウンディング調査を実施します。

なお、今回のサウンディング調査における民間事業者の皆さまのご提案を踏まえ、交通局として空間活用の可否の判断とリニューアル工事の中で対応しておくべきことを整理させていただき予定ですが、事業化する場合は、改めて事業者募集を行う予定です。

2. 空間活用の概要

(1)活用の考え方	【交通局として目指すべき活用策】 ○駅を利用されるお客さまの利便性・快適性の向上につながる活用 ○交通局の収益増につながる活用 【留意事項】 ①駅を利用されるお客さまの動線や安全に支障がないこと ②交通局の目指す「駅の上質化」の方針に合致していること ③駅の躯体や既存設備（柱・階段・エレベーター等）の更新が不要であること（設備によって新設・追加等の検討可） ④交通局の投資が伴う場合、活用により新たに見込まれる収入により、一定の年数で投資額の回収が可能であること ⑤実際に活用いただく際は、使用料等を交通局へ納付いただくことを前提とします
(2)活用想定場所	西神中央駅（神戸市西区糺台 5 丁目）改札内コンコースの奥側 （【別紙 1】西神中央駅図面の黄色網掛け部分） ※活用策は、上述の場所に限定するものではありませんが、その他の場所や壁面は、運輸業務や広告事業で使用する予定です。
(3)駅乗車人員 （1日平均）	20,947 人 ※乗降客数は約 4 万人です
(4)留意点	電源 ：現状は、【別紙 1】西神中央駅図面の赤色部分に差込コンセント（100V15A）があります。提案の内容により、それ以外の電源供給については検討します。

	<p>給排水設備</p> <p>：現状は、給排水設備はありません。提案の内容により、給排水設備の整備については検討します。</p> <p>空調・排煙設備</p> <p>：現状は、個別の空調設備はありません。排煙は、駅の共有設備となります。</p>
--	---

3. サウンディング調査

(1) スケジュール

スケジュールは以下のとおりです。

本実施要綱の公開	令和6年12月2日(月)
提案の受付・意見交換	令和6年12月27日(金)頃まで
実施結果概要の公表	令和7年1月下旬頃

※提案数及び意見交換の状況により期間を延長する場合があります。

(2) 提案の受付・意見交換

- ・提案にあたっては、「2. 空間活用の概要」を踏まえ、以下の項目について、【別紙2】意見交換シートに記入し、ご提出ください。

①空間活用案（活用範囲・内容・期間等）

②活用にあたり必要な設備等（交通局側で対応すべき工事区分）

③活用による事業者の予測売上

④活用にあたり設定可能な賃料

⑤検討にあたっての課題や条件等

- ・意見交換シート受付後、交通局よりご連絡のうえ、提案内容の確認や内容に関する意見交換を、e-mail 及び電話、面談等でお願ひする場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 実施結果概要の公表

サウンディングの実施結果概要について、令和7年1月下旬に交通局ホームページにおいて公表を予定しています。なお、参加事業者の名称や提案内容の詳細については公表しません。

(4) 参加条件

今回の検討について、関心を寄せている法人格を有する事業者とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ・参加時点で、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている者。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱

(平成 22 年 5 月 26 日管理者決定) 第 5 条に該当する者)。

- ・国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む)をいう。)及び地方税を滞納している者。

4. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、今後の検討や事業化等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話(電話・メール照会等を含む。)やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

5. 参考資料

別紙 1 西神中央駅図面

別紙 2 意見交換シート

6. 問合せ先

神戸市交通局資産活用課 寺前・高見・世森

〒652-0855

神戸市兵庫区御崎町 1 丁目 2 - 1 御崎 U ビル 3 階

TEL : 078-984-0131

E-mail : shisan@office.city.kobe.lg.jp